

(2025年6月1日現在)

第23条5項の定めにより、以下の内容について情報提供が義務付けられました。

- | | |
|--------|--------------------------|
| 拠点名称 | 大阪営業所 |
| 拠点の所在地 | 大阪市西区江戸堀1丁目8番18号 ヤシマビル5F |

※「マージン率」とは、派遣先より当社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率を「マージン率」と言います。

派遣料金	マージン 34.9%	営業利益		労働者派遣料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益
		会社運営経費	健康診断費用	一般検診および生活習慣病予防検診の受診費用
			募集費用	派遣労働者の募集に係る求人媒体（求人誌・インターネット等）、登録会場の費用など
			就業管理費用	派遣労働者の就業に係る費用 （登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理等）
			営業費用	営業スタッフの人件費および活動費・法定手続き費用・事務所費・通信費等
		有給休暇会社引当		派遣労働者が年次有給休暇取得時に係る賃金 （派遣先へ請求出来ない）
	社会保険料		健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分	
100%	65.1%	派遣スタッフ給与		

別途、「キャリア形成支援についてのショウヨウ株式会社の取組」で掲示

	派遣先への直接雇用の依頼を講じた人数	4名
	新たな派遣先の提供を講じた人数	27名
	当社で派遣労働者以外の労働者として無期雇用した人数	0名
	その他の措置を講じた人数	70名

締結しております

<有効期間>

1. 本協定の有効期間は以下のとおりとする
2025年4月1日～2026年3月31日